

がんばってまーす

公害苦情相談対応をとおして



愛媛県宇和島市市民環境部生活環境課環境衛生係主事

しみず かずき
清水 一樹

宇和島市は四国愛媛県の南西部に位置し、宇和島伊達家十萬石の城下町として栄えた南予地方の中心都市で、西は宇和海、東は急峻な鬼ヶ城山系に囲まれた起伏の多い複雑な地形をしており、それを活かした農業や水産業が盛んです。

宇和島市には宇和島城があり、市のシンボルとなっています。現在の天守は、藤堂高虎が慶長6年（1601年）に建築後、伊達家2代藩主の宗利が新たに建築したものです。慶長20年（1615年）に伊達政宗の長男、秀宗が入城して以来、伊達家9代の居城となりました。また、宇和島城は全国に12しかない江戸時代の様式を留める天守がある貴重な建築物であり、国の重要文化財に指定されています。城山にたたずむその姿は、朝夕、一日中、どの角度から見ても美しいものです。



宇和島城

また、愛媛みかんの発祥の地であり、みかんをはじめとする「柑橘類」、鯛の刺身を贅沢に使った「宇和島鯛めし」、年に4回開催される

「定期闘牛大会」、7月に開催される「うわじま牛鬼まつり」等を目当てに多くの観光客が訪れます。



うわじま牛鬼まつり

本市で公害苦情相談対応業務を担当するのは生活環境課です。野焼き等を含む典型7公害のほか、空き地の雑草相談、犬猫の糞尿被害、数多くの苦情相談が寄せられます。私は生活保護関係、放課後児童クラブ関係の業務を経て、今年度から生活環境課に配属されたため、公害苦情相談の対応に苦慮しています。今回は苦情相談対応の中でも対応の難しさを感じた事例を2件紹介いたします。

1つ目は、野良猫の糞尿被害等に関する苦情相談です。A地区の自治会長から野良猫の糞尿による被害があることと、野良猫が原因で地域内にノミが大量発生しており自費での殺虫剤散布も金銭的にこれ以上は厳しいとの相談がありました。対応としてはノミに効果があるは不明ですが、殺菌消毒液を散布することと、野良猫に餌やりをしている住民に話を聞くことになりました。消毒液の散布途中で地域住民Bから「今

回の原因と思われる野良猫は地域猫に該当するのか」という質問がありました。「地域猫」は地域住民が主体となって行う活動であるということの説明し、理解を得ることはできました。

また、野良猫の餌やりをしているとされる住民にその確認をしましたが、室内の飼い猫のみに餌やりをしており、屋外に置き餌等はしていないとの返答でした。それ以上の対応はできないため、対応は終了しました。

2つ目は隣接する土地から生えている木に関する苦情相談です。内容は隣接する賃貸物件の敷地内から生えている木を切って欲しいので土地の所有者を教えてくださいとの相談でした。相談者が把握している土地所有者の連絡先が通じず、賃貸物件の住人に対して土地所有者の連絡先を聞くために手紙を入れても返事がないため、生活環境課に相談された次第です。対応としては、生活環境課で土地所有者を調べて、連絡することになりました。調べてみると土地所有者はすでに死亡しており、当市の住民でも無かったため、所有者や相続人への連絡方法は把握できませんでした。しかし、隣接した物件の不動産会社に話を伺うと、当該土地所有者の連絡先が判明し、解決することができました。

当市で多い苦情相談対応について私は次のように思います。

担当が犬猫に関する業務なので犬猫の苦情相談を聞く機会が多いのですが、犬よりも猫の方が糞尿に関する相談の解決が難しい印象です。犬に関しては法律により、登録と係留の義務があり、糞尿等の相談に関しては飼い主が気をつけることで解決に近づくことができます。しかし、猫に関しては、登録等がないため、餌を与えることで居着いた野良猫による被害か、飼い猫による被害かの判別が難しく、相談者に対して自衛に努めてもらうようお願いすることが多いです。餌を与えている人が判明しても、法律に規制がない以上は強制的なことができないのが現状です。

空き地の雑草に関する苦情相談については、空き地の所有者の変更がなく、所有者の特定が困難な場合や、所有者の高齢化等の影響により、雑草に対応することが難しい場合があります。

私は配属されて1年未満と対応経験が少ないため、日々、同僚や上司等のアドバイスを受けながら、苦情相談に対応しています。どのような苦情相談対応でも、法律等による規制がないと行政としてもお願い以上のことができず、ときには相談者から厳しい言葉を受けることがあります。そのようなときは相談者が困っていることは真摯に受け止めながらも、できることとできないことを説明し、相談者に理解してもらえるように努めているところです。苦情相談は最終的には民事で争うことになる問題もあるかと思いますが、可能な限り、当事者間で納得できるようにすることが、生活環境の保全、安心・安全な暮らしに繋がると信じて今後も精進していきたいと思います。



市指定有形文化財 はんろうこおりしぶけながやもん 藩老桑折氏武家長屋門